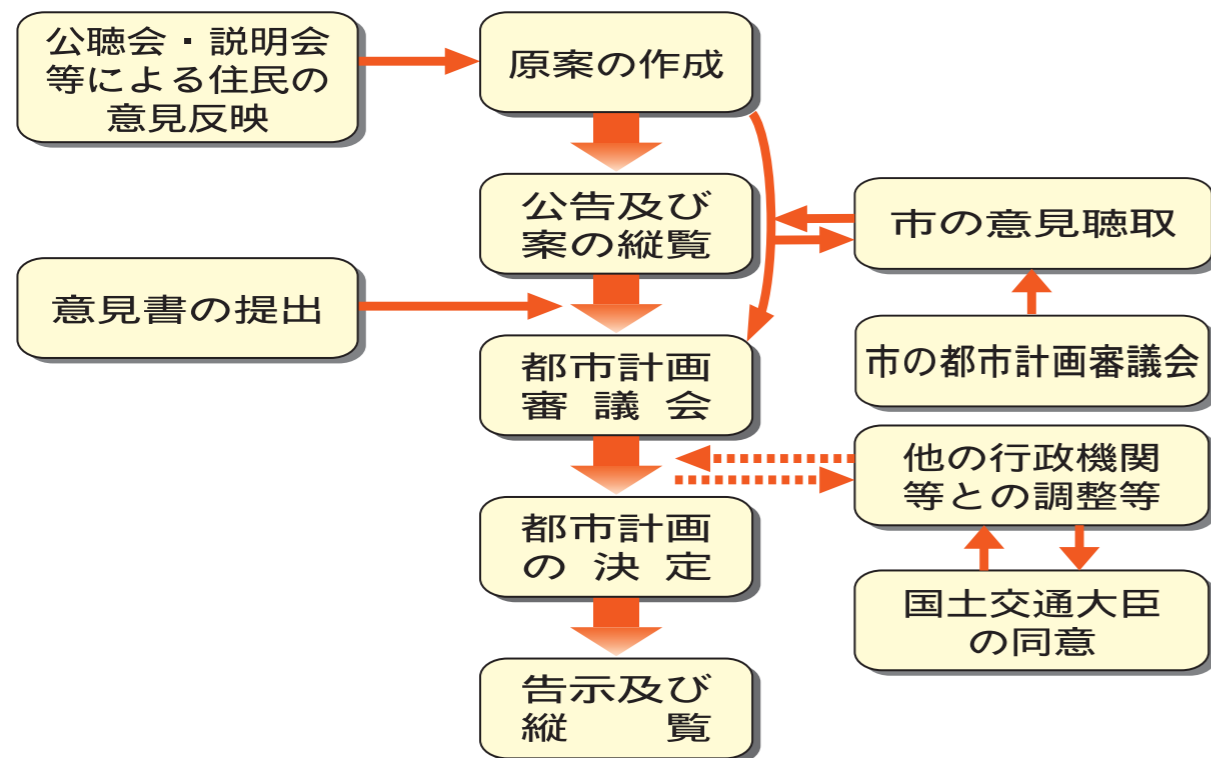


2. 小牧市の都市計画

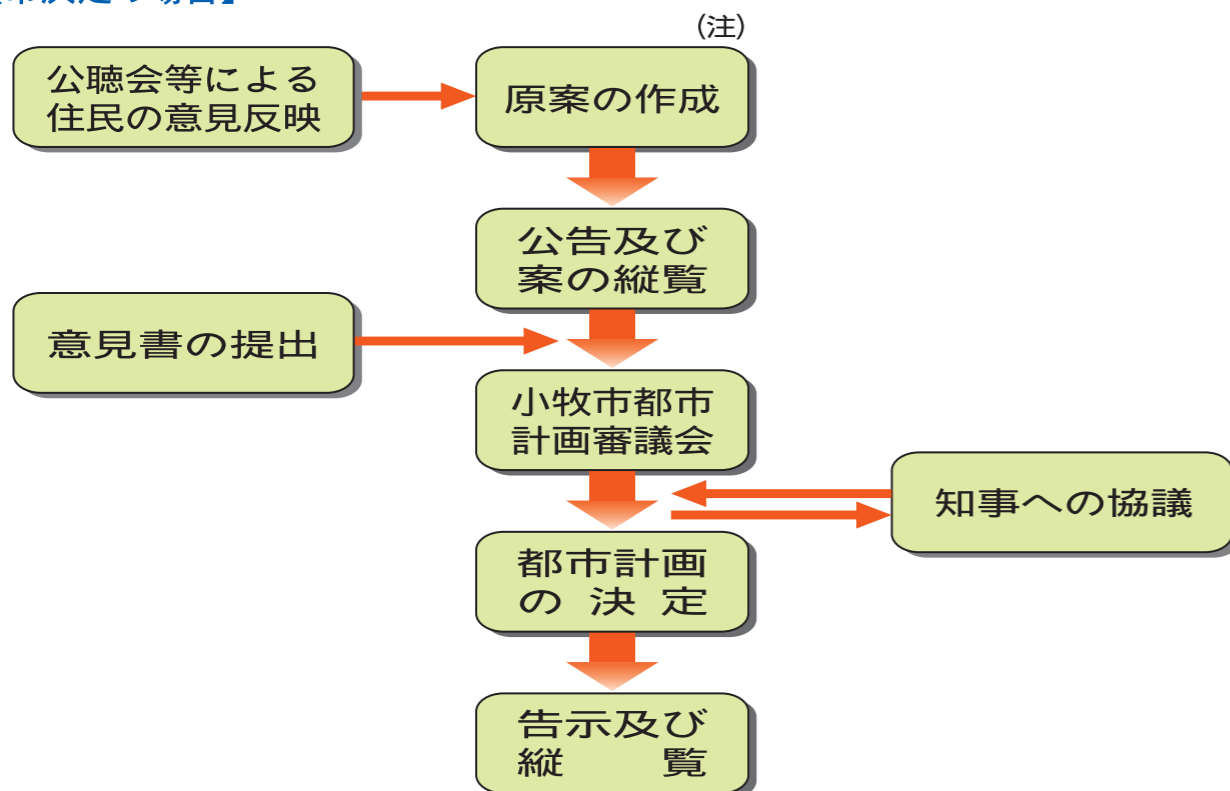


■都市計画の決定手続き

【県決定の場合】



【市決定の場合】



(注) 地区計画等に関する都市計画については、原案の作成段階で一定の利害関係者に対する意見聴取手続きが条例で定められている。

2 都市計画区域

都市計画を実施する区域を指します。そこは、自然的及び社会的条件、人口・土地利用・交通・都市施設の配置及び利用等に関する推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全の必要がある区域を指定することになっています。そして、その指定を受けた区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法やその他の法令の規制を受けることになります。小牧市では、市全域の6,281haが「尾張都市計画区域」に指定されています。

■都市計画区域(経過)

決定年月日・告示番号	摘要
昭和10年7月12日	小牧町の区域を小牧都市計画区域に決定
昭和31年12月24日	小牧市の区域に変更(昭和30年に小牧町、味噌村、篠岡村合併)
昭和38年12月28日 (建設省告示第3155号)	小牧市の区域に変更(昭和38年に北里村を編入)
昭和44年12月24日 (愛知県告示第793号)	小牧市、江南市、犬山市、岩倉市、大口町、及び扶桑町の区域を尾張北部都市計画区域に変更
平成22年12月24日 (愛知県告示第749号)	小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、春日井市、一宮市、稲沢市、扶桑町、大口町の区域を尾張都市計画区域に変更

